令和3年9月24日 内閣府官民人材交流センター

「令和元年度内閣府官民人材交流センターの事務の運営状況等に関する報告」 の訂正について

標記について、別紙のとおり訂正します。

正

令和元年度

内閣府官民人材交流センターの事務の運営状況等に関する報告

令和2年10月9日 内閣府官民人材交流センター

(4ページ)

- 2 事務の運営状況
- (1) 職員及び一般定年等隊員の再就職支援に関する事務
 - イ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施状況
 - (ア) 支援会社による再就職支援の実施状況(略)
 - ※4「再就職支援により再就職した」とは、再就職先の紹介経緯や支援経過等を問わず、 支援対象者が再就職支援を受けて再就職支援期間内に再就職が決定したことを指す。

 $(4 \sim -)$

【令和元年度の実施状況】

(令和2年3月31日現在)

		令和克	元年度支援開	開始分		(参考)平成 30 年度支援開始分					
	令和元年度	令和元年度		令和2年度		平成 30 年度	令和元年度	再就職者数及び再就職率		就職率	
	支援開始者	支援期間	令和元年度	支援期間	令和元年度	支援開始者	支援期間	平成 30 年度	令和元年度		
		満了者	再就職者	満了者	再就職者		満了者	再就職者	再就職者	再就職率	
			(自営を含む)		(自営を含む)			(自営を含む)	(自営を含む)		
短期	30 人	17 人	15 人	13 人	0 人	36 人	22 人	14 人	21 人	97. 2%	
コース	(12 人)	(5人)	(4人)	(7人)	(0人)	(16 人)	(7人)	(8人)	(7人)	(93.8%)	
長期	33 人		_	33 人	14 人	26 人	26 人	5 人	14 人	73. 1%	
コース	(5人)	_	_	<u>(5 人</u>)	(2人)	(1人)	(1人)	(0人)	(1人)	(100.0%)	
	63 人	17 人	15 人	46 人	14 人	62 人	48 人	19 人	35 人	87. 1%	
合計	<u>(17 人</u>)	(5人)	(4人)	<u>(12 人</u>)	(2人)	(17人)	(8人)	(8人)	(8人)	(94. 1%)	

(注) 表の下段に記載する括弧内の数は、職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)第 27 条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 87 条の 24 に規定する管理又は監督の地位にある隊員の官職の者を示し、上段の数の内数である。

誤

令和元年度

内閣府官民人材交流センターの事務の運営状況等に関する報告

令和2年10月9日 内閣府官民人材交流センター

 $(4 \sim - :)$

- 2 事務の運営状況
- (1) 職員及び一般定年等隊員の再就職支援に関する事務
 - イ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施状況
 - (ア) 支援会社による再就職支援の実施状況 (略)
 - ※4「再就職支援により再就職した」とは、再就職先の紹介経緯や支援経過等を問わず、 支援対象者が再就職支援を受けて再就職支援期間内に再就職したことを指す。

(4ページ)

【令和元年度の実施状況】

(令和2年3月31日現在)

	令和元年度支援開始分					(参考)平成 30 年度支援開始分					
	令和元年度	令和元年度		令和2年度		平成 30 年度	令和元年度	再就職者数及び再就職率		就職率	
	支援開始者	支援期間	令和元年度	支援期間	令和元年度	支援開始者	支援期間	平成 30 年度	令和元年度		
		満了者	再就職者	満了者	再就職者		満了者	再就職者	再就職者	再就職率	
			(自営を含む)		(自営を含む)			(自営を含む)	(自営を含む)		
短期	30 人	17 人	15 人	13 人	0 人	36 人	22 人	14 人	21 人	97. 2%	
コース	(12人)	(5人)	(4人)	(7人)	(0人)	(16 人)	(7人)	(8人)	(7人)	(93.8%)	
長期	33 人			33 人	14 人	26 人	26 人	5 人	14 人	73. 1%	
コース	<u>(6 人</u>)	_	_	(6人)	(2人)	(1人)	(1人)	(0人)	(1人)	(100.0%)	
	63 人	17 人	15 人	46 人	14 人	62 人	48 人	19 人	35 人	87. 1%	
合計	<u>(18 人)</u>	(5人)	(4人)	<u>(13 人)</u>	(2人)	(17人)	(8人)	(8人)	(8人)	(94. 1%)	

(注) 表の下段に記載する括弧内の数は、職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)第 27 条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 87 条の 24 に規定する管理 又は監督の地位にある隊員の官職の者を示し、上段の数の内数である。